

各署危険物事務担当者 様

本部消防部予防課危険物係

北はりま消防組合危険物標準事務処理期間について

申請に基づき許認可等を行うために要する事務処理期間は、申請に係る施設の規模、申請内容等により、必ずしも一定ではないが、標準事務処理期間として概ね次の期間とする。

なお、申請に基づく許認可等は、可能なかぎり迅速に処理することを原則とするが、標準事務処理期間を超えてもなお許認可等が行えない場合には、調査表等に理由を記すとともに、申請者から求められたときは、審査の進捗状況、許認可等の遅れている理由、今後の見通しなどについて情報提供しなければならない。

標準事務処理期間

決裁者	申請等の内容	標準事務処理期間	
消防長	設置許可申請	21日	・申請日の翌日から起算し、許可書交付日までとする。
	変更許可申請	14日	
	特例適用申請	14日	・申請日の翌日から起算し、承認日までとする。
	完成検査申請	5日	・検査完了日の翌日から起算し、完成検査済証交付日までとする。
	仮使用承認申請	14日	・申請日の翌日から起算し、承認日までとする。
	完成検査前検査申請	5日	・検査完了日の翌日から起算し、タンク検査済証交付日までとする。
	各種再交付申請	5日	・申請日の翌日から起算し、各種再交付日までとする。
	証明願	5日	・申請日の翌日から起算し、証明交付日までとする。
	自動車保管場所確認願	5日	・申請日の翌日から起算し、確認証明交付日までとする。
消防長 又は 消防署長	指定数量未満の危険物又は指定可燃物等のタンク検査	5日	・検査完了日の翌日から起算し、タンク検査済証交付日までとする。
	少量危険物等タンク検査済証の再交付申請	5日	・申請日の翌日から起算し、各種再交付日までとする。
消防署長	仮貯蔵・仮取扱い承認申請	5日	・申請日の翌日から起算し、承認日までとする。

	予防規程認可、変更認可	14日	・申請日の翌日から起算し、認可日までとする。
--	-------------	-----	------------------------

注1 標準事務処理期間の日数算定には、土曜日、日曜日、祝日など、閉庁日は含まないこと。

注2 申請日とは、手数料を徴収するなど申請書等を受理した日とする。

注3 通常署長決裁のうち、消防長決裁に移行するものにあつては、経由日数（3日）を加算した処理期間とする。